・事実に基づかない情報又は教職員や学園の信用を不当に毀損する情報を、口コミサイトやＳＮＳ等で拡散する行為

ウ　過剰又は不当な要求

・実現が困難又は合理性を欠く要求を繰り返す行為　（例：クラス替え、担任変更・退職の強要、特定の学生・生徒・園児への特別扱いの要求等）
・執拗な謝罪や土下座の要求
・学園が対応できないと説明した事項について繰り返し要求する行為
・緊急性が認められないにもかかわらず、業務時間外の対応を求める行為
・特定の教職員による対応を強要する行為

エ　業務を妨害する行為

・居座りや電話等により長時間拘束する行為
・頻繁な来校、来園又は電話連絡により、同様の要求を繰り返す行為
・正常な教育・保育活動又は学校運営を妨げる行為

オ　個人の権利・プライバシーを侵害する行為

・教職員へのつきまとい、待ち伏せその他の迷惑行為
・教職員の個人情報を本人の同意なく収集又は公開する行為
・インターネットやＳＮＳ等において、教職員個人の名誉や信用を毀損する投稿を行う行為
・深夜、早朝又は休日における執拗な連絡や訪問（緊急の場合を除く。）

3　カスハラに対する本学園の対応

（1）　相談・対応体制の整備

本学園は、うるおい相談員（ハラスメント相談員）等を相談・報告窓口とし、法人本部課その他の関係部署と連携して対応します。また、迅速かつ適切な対応を行うため、対応方法や手順を整備するとともに、ＰＴＡ、大学又は学校の運営協議会、弁護士、警察その他の関係機関と必要に応じて連携を図ります。

（2）　事案発生時の対応方針

カスハラが発生した場合又は発生するおそれがある場合には、事実関係を正確に確認したうえで、必要に応じて外部専門機関の助言や協力を得ながら、次の方針に基づき対応します。

・教職員個人に対応を委ねることなく、管理職や関係部署を含む組織的な対応を行います。
・暴言、威嚇、執拗な要求その他対応困難な行為が認められる場合には、面談や電話対応を終了します。また、事実確認及び安全確保のため、対応内容を記録又は録音することがあります。
・カスハラに該当すると認められる場合は、理事長又は理事長から権限を委ねられた者の判断により、対応の中止、連絡方法の制限その他必要な措置を講ずることがあります。
・インターネット上での誹謗中傷をはじめとする違法行為については、必要に応じて弁護士等の専門家と連携し、法的措置を含めた適切な対応を行います。
・教職員又は学生・生徒・園児等の安全が脅かされるおそれがある場合、あるいは暴行、脅迫、器物損壊その他犯罪行為が認められる場合には、警察等の関係機関に相談し、必要な支援を求めます。
・合理的な根拠のない金銭的補償、念書、謝罪文その他これらに類する不当な要求には応じません。
・カスハラ被害を受けた教職員に対しては、心身の健康に配慮し、必要な支援を行います。